

北上市情報管理運用規則の一部を改正する規則

北上市情報管理運用規則（平成17年北上市規則第76号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(情報セキュリティ対策の対象)</p> <p>第25条 市が実施する情報セキュリティ対策は、情報資産に対する次に掲げる脅威を対象とする。</p> <p>(1) 不正アクセス、<u>ウイルス</u>攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃及び部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去、重要情報の搾取、内部不正等</p> <p>(2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計及び開発の不備、プログラム上の欠陥、操作及び設定の誤り、メンテナンスの不備、内部及び外部監査機能の不備、<u>外部委託管理</u>の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい、破壊、消去等</p> <p>(3)～(5) [略]</p>	<p>(情報セキュリティ対策の対象)</p> <p>第25条 市が実施する情報セキュリティ対策は、情報資産に対する次に掲げる脅威を対象とする。</p> <p>(1) 不正アクセス、<u>ウイルス</u>攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃及び部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去、重要情報の搾取、内部不正等</p> <p>(2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計及び開発の不備、プログラム上の欠陥、操作及び設定の誤り、メンテナンスの不備、内部及び外部監査機能の不備、<u>委託管理</u>の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい、破壊、消去等</p> <p>(3)～(5) [略]</p>
<p>(情報セキュリティ対策)</p> <p>第26条 実施機関の長は、前条に規定する脅威から情報資産を保護するため、次に掲げる情報セキュリティ対策を講じる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、<u>外部委託</u>を行う際のセキュリティ確保等に関</p>	<p>(情報セキュリティ対策)</p> <p>第26条 実施機関の長は、前条に規定する脅威から情報資産を保護するため、次に掲げる情報セキュリティ対策を講じる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、<u>業務委託</u>を行う際のセキュリティ確保等に関</p>

する対策及び情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に対応するための緊急時対応計画の策定

(8) 外部委託又は約款による外部サービス及びソーシャルメディアサービスを利用する場合の外部事業者等によるセキュリティ対策の確保の確認その他契約に基づく必要な措置

(9) [略]

する対策及び情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に対応するための緊急時対応計画の策定

(8) 業務委託を行う場合の委託事業者におけるセキュリティ対策の確保の確認及び契約に基づく必要な措置、外部サービスを利用する場合における利用規定の整備並びにソーシャルメディアサービスを利用する場合における運用手順の策定、発信できる情報の規定及び責任者の指名

(9) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。